

## 賛助会員規約

### 第1条(目的)

当支部地域に於ける建築関連各分野との交流・親善を通じて、技術・業務等幅広い情報交換を行うことを目的とし、それらの活動を通じて、対社会への貢献を行うと共に、正会員、賛助会員、双方の資質の向上に寄与することを目的とする。

### 第2条(入会資格)

当支部の目的及び事業を支援し賛助する法人とする。

### 第3条(賛助会員の資格対象)

- (1) 建築生産関連材料・部品・機器などの製造会社及びその取付けなどの施工会社(建築材料・内外装材料・建具・照明器具・給排水器具・換気設備などの分野)
- (2) 設備工事施工会社(電気・空調・衛生などに関連する分野)
- (3) その他(造園・音響設備・舞台設備・昇降設備・家具・コンピュータ開発などの分野)

### 第4条(入会申込)

支部所定の申込用紙に必要事項を記入の上支部に提出し、併せて入会金及び初年度会費を納入する。

### 第5条(入会金・会費)

- (1) 入会金は 一社 5万円とする。
- (2) 会費は年会費とし一社6万円とする。(4月～翌年3月)  
毎年度当初に支部からの請求にもとづき納入するものとする。

### 第6条(賛助会員の資格期間)

- (1) 入会申込後、入会金及び初年度会費を納入した月より会員となる。  
資格継続は毎年度の会費の納入によって自動的に成立する。
- (2) 会員は退会したとき、会員である法人が消滅したとき、会費の滞納が1年に及び督促に事もなく応じないときは、会員資格を喪失する。

### 第7条(休 会)

会員が休会しようとするときは、休会事由を記入した休会届けを支部長に提出し承認を受ける。休会期間は1年までとし、休会中は会員サービス(名簿への掲載、機関紙の送付、イベントへの参加等)は受けられない。

### 第8条(退 会)

会員が退会しようとするときは、その年度の年会費を納入し退会事由を記入した退会届を支部長に提出する。既に年会費を納めた会員が途中で退会するときの返金は行わない。

### 第9条(再 入 会)

退会者が再度入会を希望する場合は、退会日から1年未満の者は入会金を必要としない。但し、退会から1年以上経過した者の再入会は入会金(5万円)を必要とする。

### 第10条(事 業)

第1条の目的を実現するために次の事項を賛助会員の協力を得て行う。

- (1) 支部の正会員が行う委員会活動の中で、材料や技術の研磨のための企画及び実施。
- (2) 支部正会員との親睦と交流を図るため、さまざまな事業の企画・実施及び親睦の企画・実施。
- (3) その他支部の目的達成に必要な企画・実施で協力できるもの。

2003年1月16日 一部改正  
2003年4月25日 一部改正